

2024.12.3 保税内部監査人研修会  
(公財) 日本関税協会神戸支部  
神戸地区保税会



# 保税内部監査人研修会

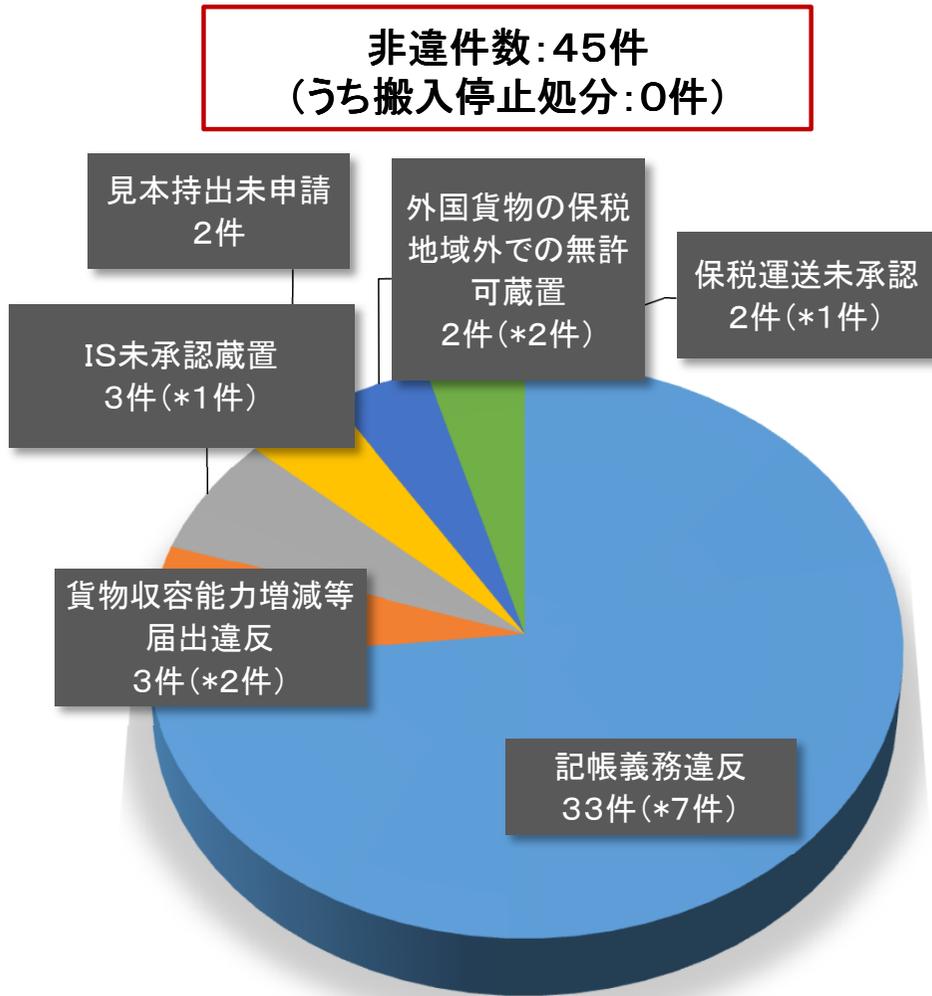
令和6年12月3日  
神戸税関監視部保税地域監督官

# 目次

1. 最近の保稅非違の概要等について
  2. 自主管理制度について
  3. 内部監査について
  4. 保稅非違(処分点数の算出方法)について
  5. 内部監査のポイント
  6. 事例研究
  7. クロージング
- 資料編(内部監査のポイント)

# 1-1. 最近の保稅非違の概要について

## 令和5事務年度(令和5年7月～令和6年6月)における全国保稅非違の状況

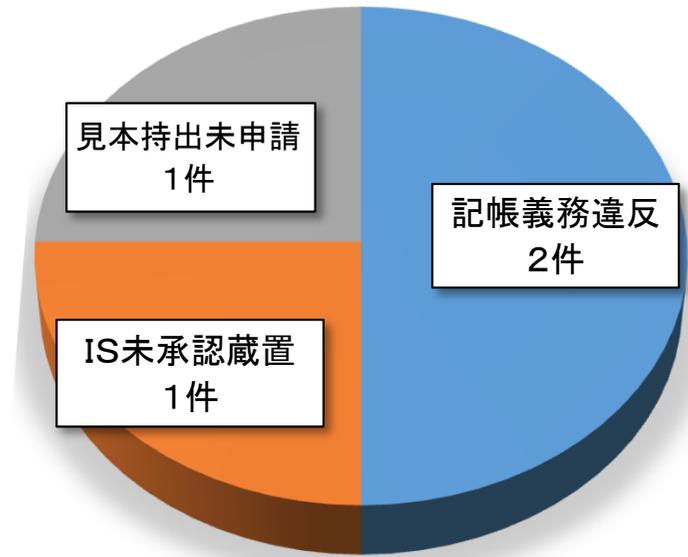


\* 処分になり得た件数(13件)

直ちに社内管理体制の改善に取り掛かった場合等により減算措置が講じられた結果、処分に至らなかったもの。

(参考)  
令和5事務年度  
神戸税関管内保稅地域の非違の概要

非違件数: 4件  
(うち搬入停止処分: 0件)

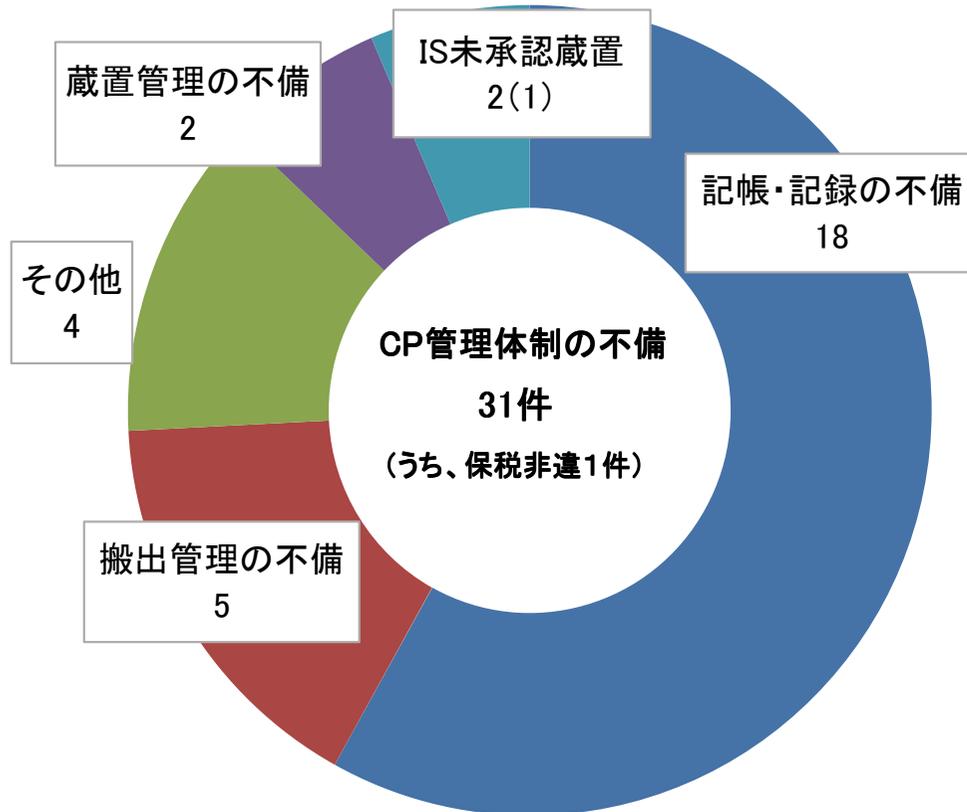


【ポイント】保稅非違発見の端緒

倉主からの申し出によるもの : 2件  
通関業者による通報によるもの : 1件  
税関の検査によるもの : 1件

# 1-2. 保税業務検査結果について(1)

令和5事務年度(令和5年7月～令和6年6月)における神戸税関管内の保税業務検査結果(非違・指摘事項)



非違・指摘事項等	件数	内容
記帳・記録の不備	18	・NACCS管理資料取出もれ、NACCS入力誤り/もれ ・マニュアル台帳の未記帳/記帳誤り/記帳もれ
搬出管理の不備	5	・誤搬出(輸出許可前・許可済貨物)
その他	4	・内部監査未実施・ ・社内研修未実施
蔵置管理の不備	2	・区分蔵置(「さし札」なし/記載事項不足)
IS未承認蔵置	2	・蔵入れ承認をうけることなく3か月を超えて蔵置・ 蔵入れ承認後、延長を受けることなく蔵置

### 保税非違・指摘事項に至る主な要因

- ・CP管理体制の不備
  - ① 担当者に起因するもの
    - ・業務処理済みであるとの思い込み
    - ・業務処理の形骸化
    - ・関係法令等の知識欠如 等
  - ② 組織に起因するもの
    - ・担当者任せ
    - ・社内におけるチェック体制の構築不備
    - ・社内連携の不備(担当部門間の連携不足)
    - ・内部監査の形骸化 等



### 保税非違の防止に向けて

- ・自主管理体制の「かなめ」である「貨物管理責任者」が、搬入・蔵置・搬出等の各段階において適切、かつ、確実に関与する
- ・社内研修/社内教育を確実に実施する
- ・内部監査を形式的なものとして済ませない

講習会



### 保税処分の考え方

- ① 搬入停止のリスク増
  - ・再度の非違
    - 再度の非違(3年以内)/加算点あり
  - ・役員等責任者が関与
    - 役員、貨物管理責任者等が非違に関与/加算点あり
  - ・故意による非違 → 加算点あり
- ② 搬入停止のリスク減
  - ・税関への申し出



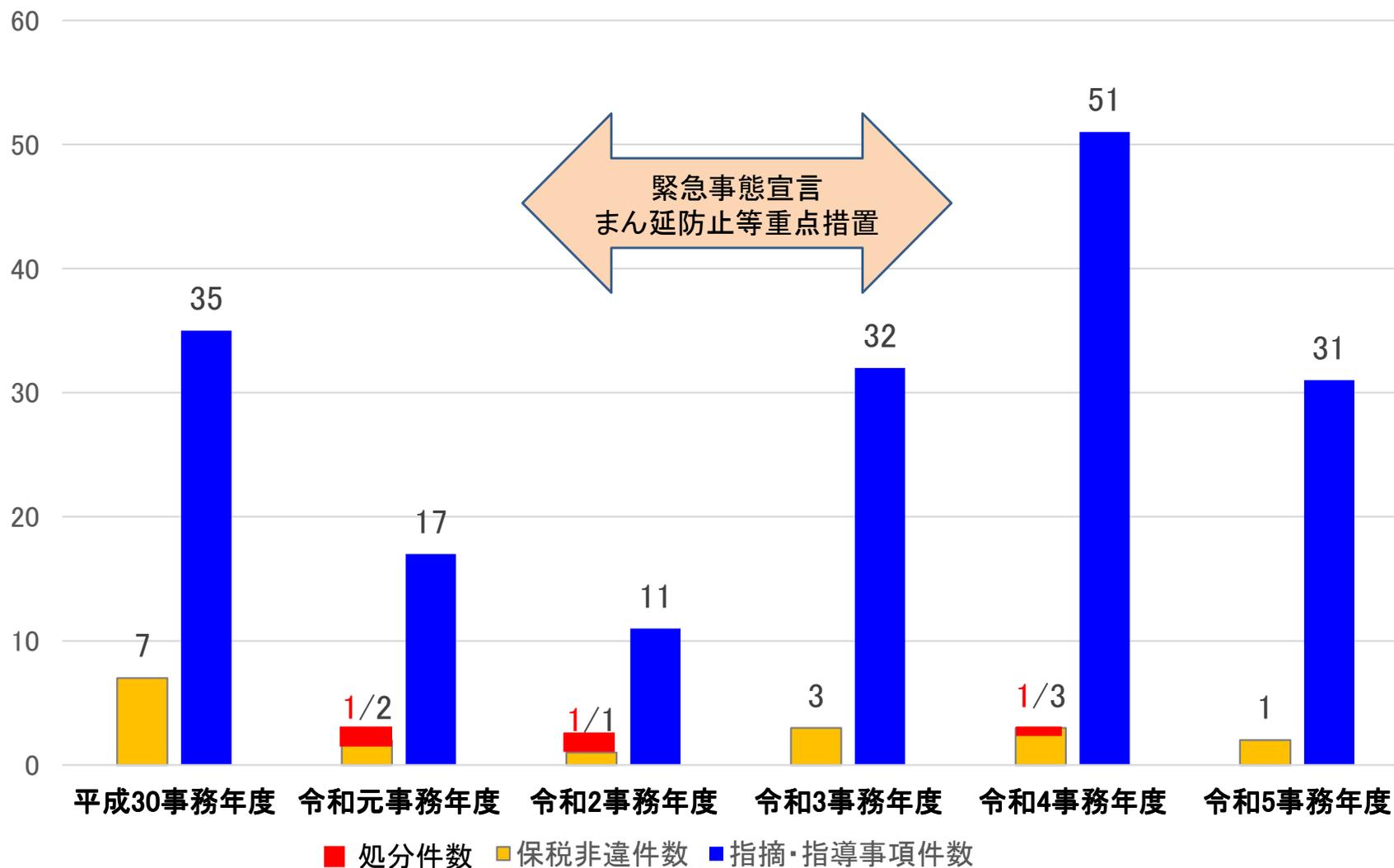
非違の事実を税関に申出 ⇒ 1/2減算

- ・再発防止への対応
  - 非違発生後、直ちに再発防止策の履行⇒減算

# 1-3. 保稅業務検査結果について(2)

## 神戸税関管内保稅業務検査実施結果

### 保稅処分非違及び指摘事項件数の推移



## 2-1. 自主管理制度(沿革)

### 保税制度における貨物管理の変遷

直接管理

昭和46年以前は、保税地域への外国貨物等の搬出入は、すべて税関への事前の届出を要する扱いとされていた。

貿易量の増大による官民事務量の増大

事業者

書類が追いつかない!



間接管理

- ◆ 昭和46年 自主管理のトライ尔的導入
- ◆ 昭和47年 自主管理制度導入
- ◆ 平成4年 CP整備の指導開始
- ◆ 平成9年 完全自主管理制に移行
- ◆ 平成12年 CP整備を基本通達化
- ◆ 平成21年 年1回の監査、税関への提出

※社内管理規定(CP=Compliance Program)

税関

受理も大変!



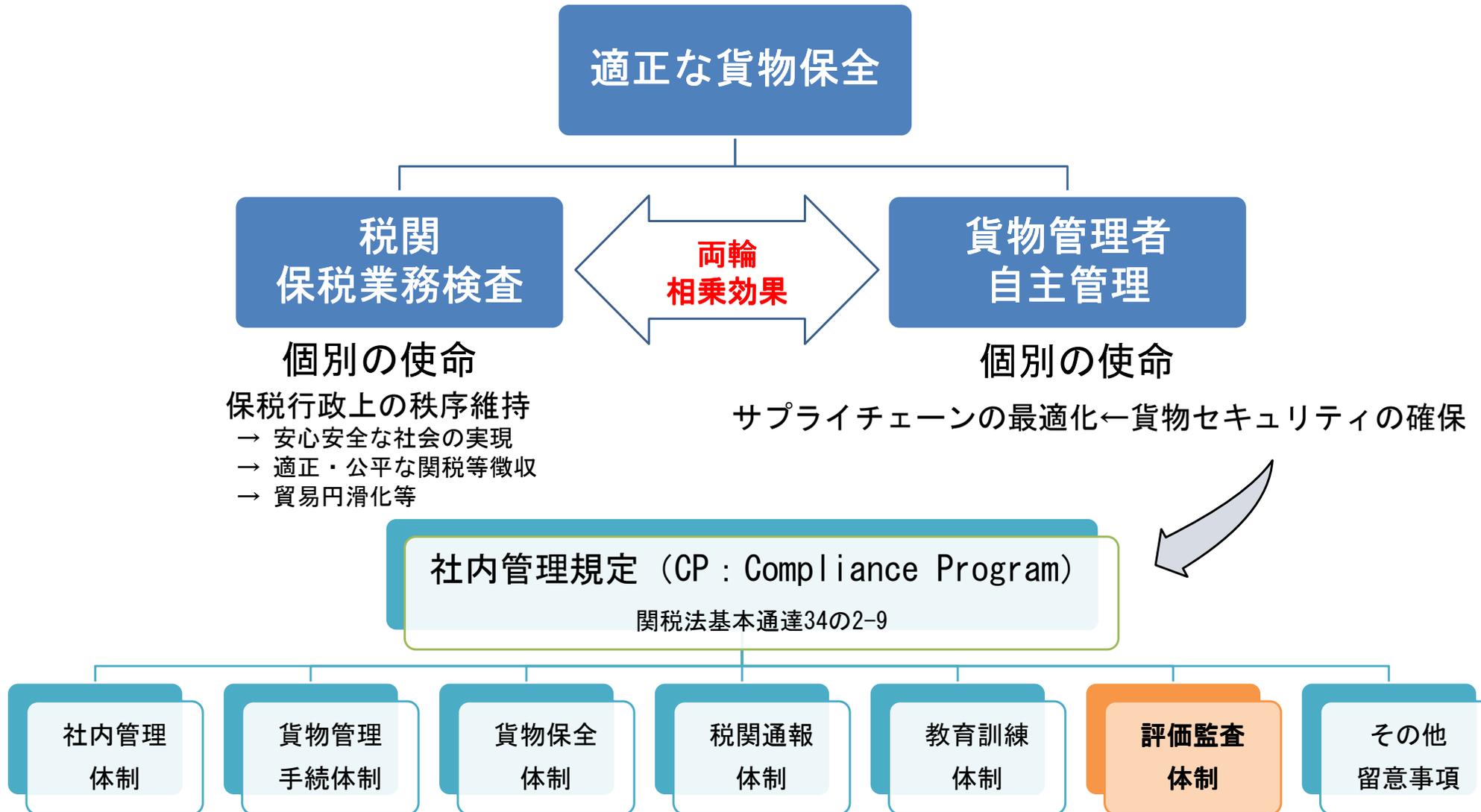
倉主等による自主的な外国貨物の管理

税関は許可時・許可期間更新時の審査、業務検査、保税取締りを通じて間接的に管理



## 2-2. 自主管理制度 (基本的な考え方)

保税地域の健全な運営を確保し、国際物流のサプライチェーンの一翼を担う保税地域において厳格な貨物管理を実現することで、国際物流の安全確保と円滑化の両立に寄与することを目的とする。

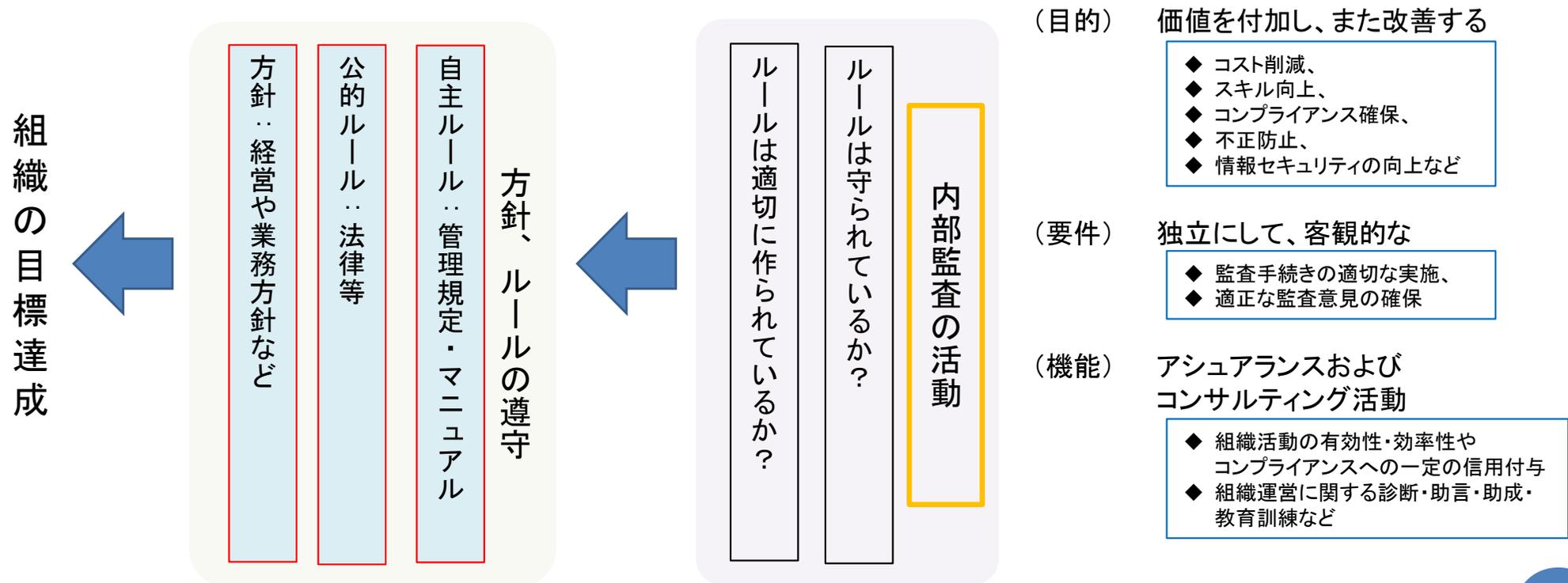


# 3-1. 内部監査について(一般的定義①)

## (内部監査の定義)

内部監査は、組織体の運営に関し 価値を付加し、また改善するために行なわれる、独立にして、客観的なアシュアランスおよびコンサルティング活動である。内部監査は、組織体の目標の達成に役立つことにある。このために リスク・マネジメント、コントロールおよびガバナンスの各プロセスの有効性の評価、改善を、内部監査として規律ある姿勢で体系的な手法をもって行う。

(↑内部監査人協会 : The Institute of International Auditors (IIA) より)



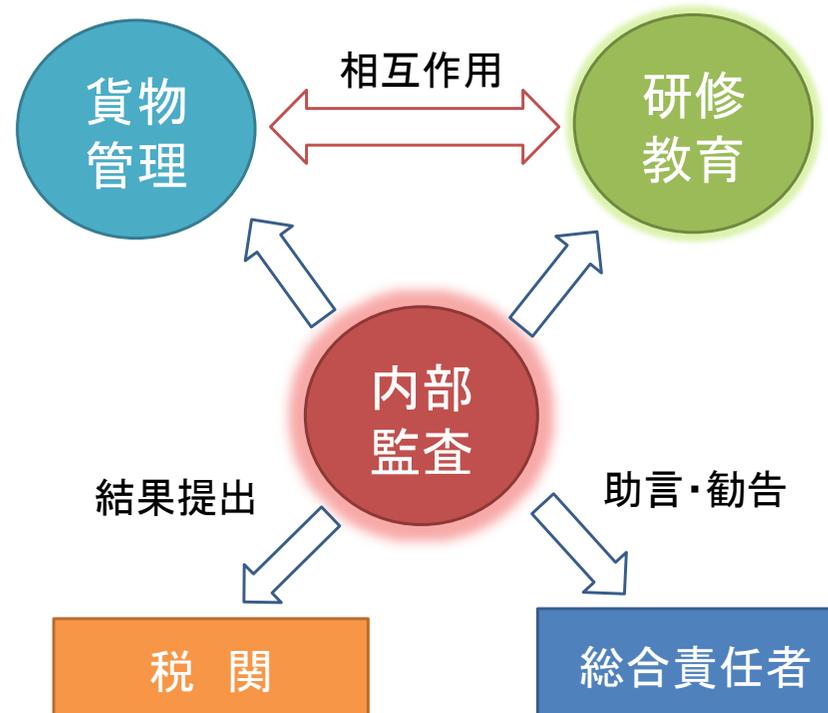
## 3-2. 内部監査について(一般的定義②)

### 評価・監査制度の整備

- ・蔵置場等会社における社内管理規定の諸手続きが厳格に遵守され、かつ、実施されていることを確認するため、内部監査人による定期的評価・監査制度を制定し、社内管理規定の実行性の評価改善のための勧告を行う体制を整備する。
- ・内部監査人による評価・監査は、原則として毎年実施し、その結果を税関に提出する。  
(関税法基本通達34の2-9(7))

### 保税制度における内部監査人の仕事

自社が「**確実に保税制度を理解し、達成できる状況にあるのか**」ということを合法性と効率性の観点から、公正、かつ、客観的な立場で評価し、その結果を**責任者に報告**するとともに、改善が必要と思われる事項について、**助言・勧告を行なう**こととなります。



# 4. 保稅非違(処分点数の算出方法)について

基礎点数

+

加算点数

-

減算点数

=

合計点数

別表1(非違の態様) (10件まで毎)
1. 禁止行為:許可/承認 3点
2. 届出・報告・記帳 2点



例えば  
未承認保稅運送:3点  
保稅台帳未記帳:2点  
無届出工事:2点

保稅地域



別表2(加算要素)	
① 関与者 ・被許可者(法人の場合はその役員) ⇒30点 ・代理人/支配人/その他主要従業者 ⇒10点	
② 記載省略	
③ 非違実績(過去3年)	
処分がなかった最後の非違から	
1年以内	10点
1年超2年以内	7点
2年超3年以内	5点

故意に行われた場合  
(事実の隠ぺい有り) **20点  
(40点)**

R2.1.1 加算点数の引き上げ

減算できる要素
申し出があった場合 ⇒2分の1
過去にも同様の非違が行われた場合を含む。
直ちに再発防止の方策を講じた場合 ⇒10点限度
ただし、過去にも同様の非違が行われた場合を除く。

11点以上	10点を超える1点につき1日の「搬入停止」
60点以上	税関長が許可の取消しもやむを得ないと判断した場合は「許可の取り消し」
100点以上	原則として「許可の取り消し」

合計点数が10点以下となる場合は、原則として処分は行われない。

# 5-1. 内部監査のポイント（監査前）

## ■ 相手を知るための作業を入念に行いましょう

### ▼ 被監査対象者の実態把握（監査前の事前準備）

- ・ 立地環境、従業員、業務内容、取扱貨物、実績等（特徴・強み・弱みの把握）
- ・ 過去の失敗事例（過去の内部監査報告書・非違事例集等から把握）
- ・ 各蔵置場の自主監査結果報告書、事前のアンケート調査等から把握
- ・ 潜在的リスクの検証、予想される非違の想定

### ▼ 内部監査実施計画の作成（年間計画・監査当日のスケジュール等）

- ・ 被監査対象者の選定、実施時期（タイミング）、監査実施項目の作成等
- ・ 監査を実施する側の人選（内部監査人 +  $\alpha$ ）
- ・ 被監査者への監査スケジュールの連絡

## 5-2. 内部監査のポイント（監査時）

### ■ 自分の目・耳・足で実際に確認しましょう

- ・内部監査の目的を伝えましょう
- ・森を見て林を見る（全体像から細部を把握するための概況聴取）
- ・実際の実務の流れを確認（社内管理規定：CPや手順書等）
- ・概況聴取のみで終わらない
- ・保税台帳等関係書類の確認のみで終わらない
- ・事前準備で把握した問題点（疑問点）等の確認
- ・現場確認（貨物の蔵置管理、保全体制、通報体制、委託先管理等）
- ・講評（監査結果を責任者及び担当者にしっかり伝えること）

## 5-3. 内部監査のポイント（監査後）

### ■ 監査結果の報告とフォローアップ

- ・ 監査結果の整理（実施内容、改善事項、模範となる事項等）
- ・ 報告書作成（○×式報告書は推奨しない。内容を詳しく記載すること）
- ・ 監査結果報告（総合責任者等への報告）
- ・ 税関への報告（非違が確認された場合は直ちに報告すること）
- ・ 監査後ミーティング（担当者も交えての話し合い、意見交換等）
- ・ 検討された改善策に対する有効性の検証及び助言
- ・ 監査結果の横展開（他の蔵置場にも共有する）
- ・ フォローアップ監査（改善事項が確認された場合、数か月後を目途に実施）

# 6-1. 事例研究

## ■ A 保税蔵置場における IS 未承認蔵置事案

A保税蔵置場に対し保税業務検査を実施したところ、蔵入承認を受けることなく、外国貨物を搬入から3か月を超えて蔵置していた事案が確認された。

具体的な内容は以下の通り。

- ①蔵置管理担当者は、通常、管理資料「長期蔵置貨物情報(G10)」及び「在庫状況照会(IWS)」により蔵置期間の確認を行っていたが、年末の多忙を理由に当該確認作業を怠っていた。
- ②蔵置管理担当者は、通常は搬入から2か月を経過した場合は、輸入者に蔵入承認を促していたが、上記のとおり蔵置期間の確認作業を怠っていた為、輸入者への連絡を行っていなかった。
- ③貨物管理責任者は、蔵置管理担当者が適切に業務を行っているとの思い込みから、蔵置管理体制(蔵置期間の管理)に対する確認作業を行っていなかった。
- ④内部監査人は、年一回、内部監査を実施しており、監査結果報告書において長期蔵置貨物の管理を含め、全ての項目において「○」として、良好であると判定していた。

■ 検討事項 ・IS未承認蔵置を防ぐ為に適切な蔵置期間の管理や有効な内部監査方法について、ご検討ください。

## 6-2. 事例研究

### ■B保税蔵置場における未許可による見本の一時持出事案

B保税蔵置場において、見本の一時持出が行われたが、未許可の状態で見本が持ち出されたことが事後に発覚した（B保税蔵置場と通関業者は同一会社）。

具体的な内容は以下の通り。

- ①荷主から依頼を受けた業務課担当社員は、NACCSで見本持出許可申請（MHA業務）を行った（当該社員は保税業務に不慣れで「MHA申請即許可」と思い込んでいた）。
- ②業務課担当社員は、倉庫課担当社員に対して本件見本持出について口頭で連絡を行い、荷主に対しても見本持出の許可を受けた旨の連絡を行った（CPでは許可書等の書面で確認することが規定）。
- ③連絡を受けた荷主が来訪した際、倉庫課が繁忙であった為、業務課担当社員が荷主を蔵置場内に案内し見本を持ち出した（CPでは倉庫課社員が立ち会うことが規定）。
- ④その後、税関担当者から倉庫課担当社員に対して、当該見本持出申請に関する問い合わせがありその内容を確認したところ、当該見本持出申請は審査扱い（区分2）で未許可の状態であることが判明した。

■検討事項 ・未許可持出及びMHO登録漏れを防ぐ為の有効策、また、内部監査において、同事実が判明した場合はどのように対処すべきであるか、ご検討ください。

## 6-3. 事例研究

### ■ C保税蔵置場におけるマニュアル保税台帳の記帳誤り事案

C保税蔵置場に対する保税業務検査において、全ての記帳事項に対して、脱落や誤りが散見され、また、内部監査人自身も、関税法施行令第29条の2(記帳義務)を正しく理解していない事実が判明した。具体的な内容は以下の通り。

- ①前回の保税業務検査で記帳誤りは確認されていない。当時の記帳担当者は退職しており、現在の記帳担当者への事務引継ぎが十分に行われていなかった。
- ②輸出許可済貨物について、「貨物搬入日」、「記号番号」の記帳が脱落し、「許可書の番号」や「出港年月日」について、「輸出管理番号」や「入港日」を誤って記載しており、さらに輸入貨物について「記号番号」の脱落が確認された。
- ③内部監査は年1回実施され、監査結果報告書では全ての項目で良好を示す「○」判定をしていた。また、内部監査人自身も「記帳すべき事項」に関する理解が曖昧で、かつ、同蔵置場における貨物の蔵置管理や保全体制に関しても詳細を把握していなかった。

■ 検討事項 ・新旧記帳担当者間において事務引継ぎが十分に行われていなかったことが保税台帳の記帳誤りに繋がったと考えられます。例えば、内部監査人交代時、どの様に引継ぎを行っていますか。また、引継ぎの際、引継ぎした内容について、記録を残していますか？さらに、記帳義務(記帳すべき事項)に関して、どの様に社内教育や研修を行っていますか。

## 7. 資料編（内部監査のポイント《搬出入》その1）

### ■ 搬出入した貨物の実態と提出された書類の内容は一致しているか？

#### 【確認方法】(例示)

- ・ 搬入関係書類(保税運送承認書、送り状等)と貨物との対査確認は  
確実に行われているか？
- ・ 搬出関係書類(輸出入許可書、OLT等)と  
貨物との対査確認は確実に行われているか？

担当者に、関係書類のどの箇所  
を見て対査確認しているかを確認  
することが有効！



### ■ 搬出入した貨物の実態に即した適正な記帳が行われているか？

#### 【確認方法】(例示)

- ・ 保税台帳への記帳、NACCSへの登録が速やかに処理されているか？
- ・ 記帳又はNACCS登録の元となる書類は、確認書類として適切であることを確認！



### ■ CPと搬出入手続きとは一致しているか？

#### 【確認方法】(例示)

- ・ CP組織図、保税業務担当者名簿に記載された担当者により業務が行われているか？
- ・ 責任者は、担当者が社内業務手順書どおり手続きを行っているかを確認しているか？

担当者が変更した後、不適切な処理に至る場合が多々あるため、担当者から後任者への引継ぎは確実に行うことが肝要！



### ■ 搬出入の実態に即した適正な記帳を行うためにどのような措置を講じているか？ また、その措置は効果的であるか？

#### 【確認方法】(例示)

- ・ 担当者に具体的な書類を提示させ、又は記帳を実施させて習熟度を判断！

### ■ CPと実際の搬出入手続きを一致させるためにどのような措置を講じているか？

#### 【確認方法】(例示)

- ・ 担当者にCPの内容を質問し、CPの保管場所やCPの何処にどのように記載されているかをヒアリングのうえ、CPの認識度を確認！

※以下のカテゴリにおいても同様



## 7. 資料編（内部監査のポイント《在庫管理》）

### ■帳簿上の在庫数量と実際の在庫数量が一致しているか？

#### 【確認方法】(例示)

- ・ 貨物在庫状況照会 (IWS) による在庫と現物在庫が一致しているか？
- ・ 在庫記録簿等により、定期的に在庫確認を行っている資料は保存しているか？



現場における実在庫の  
確認が重要！

### ■長期蔵置貨物について、管理等が適正に行われているか？

#### 【確認方法】(例示)

- ・ 長期蔵置貨物の意味を理解しているか？
- ・ 長期蔵置となった場合の税関手続は適正に行われているか？
- ・ 蔵置期間等を定期的に管理する方策がとられているか？
- ・ 蔵入承認 (IS) の意味を理解しているか？



## 7. 資料編（内部監査のポイント《蔵置管理》その1）

■貨物が適正に区分蔵置されているか？ また、貨物のはい付、さし札等が的確に  
 励行されているか？

「さし札」の記載内容が、基本通達34の2-6に規定された内容を充足しているか、現物確認を行うことが重要！

【確認方法】(例示)

- ・ 輸出貨物と輸入貨物は区分して蔵置されているか？
- ・ 貨物の表示(さし札)が分かり易く行われているか？
- ・ 危険品、高価品の保管状況は万全であるか？



■保税地域エリア外の場所に貨物が蔵置されていないか？

通関担当者が保税地域のエリアを把握しておらず、保税地域エリア外に外国  
 貨物を移動させていた事案も発生しているため、注意が必要！

【確認方法】(例示)

- ・ 担当者が保税地域のエリアを認識しているか？
- ・ 保税地域のエリアが明確に判る措置(表示・線引き等)  
 がとられているか？(表示・線引き等が消えかけてないか？)



■CPに基づき外国貨物の亡失等を防止し、適正な保全を図るためにどのような措置を講じているか？ また、当該措置は効果的であるか？

- ・ 施設の種類(建屋、野積場等)によって、保全体制が変更となり得る可能性があるため、不明な点がある場合は、税関へ相談！
- ・ 盗難は亡失に該当し、関税を納付する義務が生じるので注意が必要！



### 【確認方法】(例示)

- ・ 施設面、人的配置の観点から保全体制は十分か？
- ・ 警備会社に委託している場合、警備会社からの報告は定期的に行われているか？
- ・ CP組織図、保税業務担当者名簿に記載の担当者により業務が行われているか？
- ・ 責任者は、担当者が手順書どおり手続きを行っているかを確認しているか？

## 7. 資料編（内部監査のポイント《記帳管理》）

### ■ 帳簿に必要事項が記載されているか？

#### 【確認方法】(例示)

- ・ 関税法施行令第29条の2に規定されている記帳項目が記載されているか？
- ・ NACCS配信データの取出状況を責任者が定期的に確認しているか？
- ・ マニュアル申告等、NACCS配信データに反映されないものについて、マニュアル保稅台帳の記帳管理が適正に行われているか？

### ■ 輸出入許可書、保稅運送承認書等、又はその写しが整理・保存されているか？

#### 【確認方法】(例示)



- ・ 必要な書類は保存されているか？ また、保存期間は適切であるか？

### ■ その他留意すべき事項

- ・ NACCS配信データ又はその他自社システムの電磁的記録を保稅台帳とする場合は税関への届出が必要
- ・ 搬出確認登録(BOB)等、NACCS業務を的確に登録しなければ、NACCS配信データに反映されないため、貨物の動きに合わせた適時・適切な入力が必要

## ■ 通報体制の履行状況は適正に行われているか？



### 【確認方法】(例示)

- ・ 税関、その他関係機関との連絡手順及び体制の更新は適切になされているか？
- ・ 社内、業務委託先との連絡体制についての更新は適切になされているか？
- ・ 責任者不在時の対応マニュアルが整備されているか？



## ■ 従業員(含む、業務委託先)に対する社内研修は実施されているか？ また、その実施結果は責任者に報告されているか？

### 【確認方法】(例示)

- ・ 社内研修の実施結果を記録として保存しているか？  
(含む、受講者名簿の記録化)
- ・ 部外の研修会等への参加記録を残しているか？  
また、その内容が社内等で共有されているか？
- ・ 関係法令や通達等の改正に伴い、業務手順書等を遅滞なく改訂しているか？

講習会



### ■貨物の取扱等が許可の内容のとおり適正に行われているか？



#### 【確認方法】(例示)

- ・ 外国貨物等の取扱い等は、担当者自ら行うか、又は立会っているか？
- ・ 貨物の取扱いに際し、異常を確認した場合、速やかに責任者や税関に報告されているか？
- ・ 不適切な税関手続等があった場合、総合責任者に報告がされているか？

### ■問題となる業務委託はないか？



#### 【確認方法】(例示)

契約内容、期間を確認することも重要！

- ・ 委託業務の範囲、責任等を明確に定めた委託契約を締結しているか？
- ・ 業務委託先の業務遂行能力、組織等に問題がないことを確認しているか？
- ・ 業務委託先の責任者又は担当者は、受託貨物の性状、注意事項等を把握しているか？

## 7. 資料編（内部監査のポイント《その他》その2）

### ■ 保税に関する税関手続が適切に行われているか？

#### 【確認方法】(例示)

- ・ 法人の名称、役員・主要従業者等の変更届は都度提出しているか？
- ・ 保税地域の増減坪届は都度提出しているか？
- ・ 保税地域の工事届は都度提出しているか？  
(税関あて、都度事前相談を行っているか？)



### ■ 税関業務の担当者が必要とする法令等の知識及び記帳能力は十分であるか？

#### 【確認方法】(例示)

- ・ 担当者等に役割に見合った知識を持たせるための研修を行っているか？
- ・ 関税六法等の執務参考図書を整備し、有効活用されているか？
- ・ NACCSの操作資料、手順書が配備され、有効活用されているか？



■ 貨物の入出庫・保管等について社内部門間の相互牽制・責任体制は十分であるか？



【確認方法】(例示)

- ・ 社内における部門間の連絡体制が、CP等に基づいて適正に運用されているか？

■ 税関による保税業務検査又は内部監査において受けた指摘・指導事項が社内全般に波及し、遵守されているか？

【確認方法】(例示)

- ・ 社内での定例ミーティング等の機会を利用して、周知徹底が図られているか？



指摘・指導事項について、迅速、かつ、的確に改善されているか否かを確認！



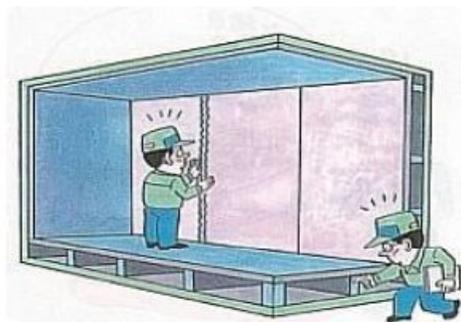
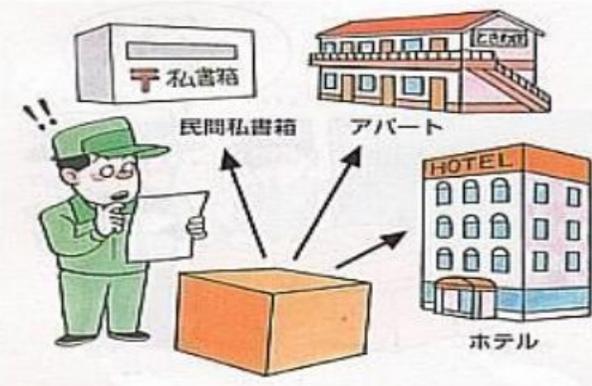


# 情報提供のお願い

このような貨物や問い合わせがありましたら、  
些細なことでも税関に連絡をお願いします。

## 【外観が不自然な貨物】

- (1) 梱包が不自然に嚴重
- (2) 開梱された形跡がある
- (3) 同種貨物と重量、寸法が異なる
- (4) 記号番号、色、表示方法が他と異なる
- (5) 貨物に何らかの目印がある



## 【不自然なコンテナ】

- (1) シール異常、内部に改造の痕跡がある
- (2) 塗装・溶接の跡が不自然
- (3) 修繕・加工が明らかに素人工事
- (4) 天井・壁面が木材や金属で覆われている
- (5) 外壁に不審な加工が施されている

## 【配送先が不自然】

- (1) 急な配送先の変更
- (2) 普段と異なる配送先の指定
- (3) 特定の貨物のみ配送を急ぐ
- (4) 駐車場、アパート、ホテル、空地私設私書箱などへの配送指示



## 【通関依頼が不自然】

- (1) 通関を異常に急ぐ
- (2) 暴力団らしき者からの依頼
- (3) 蔵置場所、名義人が転々としている
- (4) 一見客と思われる者からの通関依頼
- (5) 内容点検や税関検査に執拗な関心を示す



## 【不自然な問い合わせ】

- (1) 荷主以外からの問い合わせ
- (2) 特定の貨物についての頻繁な問い合わせ
- (3) 身分を明かさない者からの問い合わせ
- (4) 一方的な連絡、相手の連絡先が不明

## 【取引形態が不自然】

- (1) 荷主以外から保管料が支払われる
- (2) 仕出地、中継地に違和感を覚える

「疑わしいから断った」という情報も役立ちます、ご連絡ください。

保税取締第1部門(ポートアイランド) Tel 078-303-3552  
保税取締第2部門(六甲アイランド) Tel 078-857-0743

ご清聴ありがとうございました。

